

市民税・県民税（住民税）のお知らせ

1. 市民税・県民税申告会場について

■感染症拡大防止のため、市役所では会場を設けて申告書の作成・相談は行いません
例年、申告会場では人が密集した状態で長時間お待ちいただく状況となっていることから、感染症のリスクを軽減するため、市職員による申告書の作成・相談は行いませんのでご注意ください。

○郵送による申告書等の提出をお願いします。

- ・市民税・県民税の申告書には、返信用封筒を同封しております。
- ・資料添付により、申告書への記入を省略することができます。

※現住所・氏名・生年月日など、申告される方についての項目は、記入が必須となります。

また、「配偶者や親族等に関する事項」など、資料がない項目についても記入が必須となります。

○ご不明な点がある場合は、電話にてお問い合わせください。

柏市役所市民税課 電話 04-7167-1111 内線 335~337

やむを得ず来庁される場合は、次の注意事項を遵守のうえ、提出コーナーでの提出をお願いします。

なお、提出コーナーにおいても、必要事項を記入した申告書の預かりのみとなります。

①令和5年 2月16日（木）～ 3月15日（水）柏市役所本庁舎1階ロビー

②令和5年 3月 6日（月）～ 3月15日（水）沼南支所第2庁舎1階

※開場時間は①、②ともに午前9時～11時30分と午後1時～4時

【注意事項】

- ・必ずマスクを着用してください。
- ・咳や発熱等、風邪症状のある方や体調の悪い方は来庁をご遠慮ください。
- ・介護が必要な方等を除き、なるべく一人で来庁してください。

○確定申告を行う方（所得税が還付になる見込みの方など）の問い合わせ及び申告書の提出先は、**柏税務署**となります。

柏税務署 〒277-8522 柏市あけぼの2-1-30 電話04-7146-2321

税理士会による確定申告の無料相談(定員制)のご案内

と き と ころ

令和5年1月27日（金）＝さわやかちば県民プラザ（定員：160名）

令和5年1月30日（月）＝南部近隣センター（定員：160名）

令和5年1月31日（火）＝南部近隣センター（定員：150名）

令和5年2月 3日（金）＝ひまわりプラザ（沼南近隣センター）（定員：150名）

令和5年2月 6日（月）＝光ヶ丘近隣センター（定員：160名）

令和5年2月 7日（火）＝光ヶ丘近隣センター（定員：150名）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため今後の状況により、中止とさせていただきます。

※開場時間はいずれの会場とも午前9時～午後3時30分

※整理券の配布：午前8時30分から。当日の混雑状況により、配布時間を早める可能性があります。

※各会場の駐車スペースには限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください。

ご来場する際は、上記の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

給与・公的年金所得等収入がある方の簡易な確定申告書の作成・受付（その他の申告は直接税務署へ）

※完成した確定申告書の收受（受付）は行いません（提出ボックスもありません）。郵送するか、柏税務署へ提出してください。

内 容

市民税・県民税 の申告について

- ・市民税・県民税の申告に来場された場合でも整理券が必要です。また、確定申告の方も含め、**すべての方に先着順で相談をお受けいただきます**ので、あらかじめご了承ください。
- ・完成した**市民税・県民税申告書の收受（受付）お預かりは行いません**。返信用封筒をご利用になり、柏市役所へ郵送してください。

詳しくは
広報かしわ
1月15日号・
柏市ホームページ
をご覧ください

2. 申告前の確認事項

○年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、医療費控除などの各種控除を追加することにより源泉徴収された所得税が納めすぎとなった場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

また、確定申告を要しない場合でも、公的年金等の源泉徴収票の内容以外に各種控除の追加がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。申告がない場合は、源泉徴収票の内容で市民税・県民税を算定します。

※外国で支払われる年金を有する方については、上記制度の対象外となりますので確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

○収入がなかった方の市民税・県民税申告

令和4年1月1日から12月31日までの1年間に収入がなかった方や遺族年金・障害年金のみを受給されている方は、原則として申告の義務はありません。ただし、申告されない場合、以下の点にご注意ください。

- ◆住民税に関する証明書（所得証明書など）の交付がされません
- ◆国民健康保険料・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります
- ◆後日、申告されていない旨の通知をさせていただくことがあります

○医療費控除を受ける方

前年中の1年間にお支払いになった治療費・薬代・交通費等（セルフメディケーション税制を選択した場合は、スイッチOTC医薬品の購入費用）の総額及び補てんされた金額（※1）等の総額をあらかじめ計算し、明細書（※2）を添付してください。明細書の様式は、国税庁・柏市のホームページからダウンロードできます。

※1 補てんされた金額とは…生命保険契約等で支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。

※2 経過措置期間終了のため、令和3年度からの市民税・県民税の申告については、医療費控除の明細書の添付が必須になりました。領収書の添付又は提示では申告できませんのでご注意ください。

医療費控除の対象となるものは、治療にかかった費用であり、予防や健康増進目的の費用は含めることができません。そのため、インフルエンザ等の予防接種や人間ドックを含む健康診断の費用等は、医療費控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

○住宅ローン控除の適用を受ける方

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方は、一定の金額を住民税から税額控除します。

令和4年中に入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、柏税務署での確定申告が必要です。確定申告をもって住民税の住宅ローン控除の適用手続きがされたものとなります。（該当となる方のみ）

3. 申告でよくある誤りについて

- 配偶者の年金収入や、配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を含めて申告している。
⇒税金の申告は、各人がするものです。ご自身の年金収入に配偶者の年金収入を含める必要はありません。また、配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を、自分の社会保険料控除に追加することはできません。
- 医療費控除を領収書の添付又は提示で申告している。
⇒令和3年度から、医療費控除の明細書の添付が必須となりました。領収書の添付又は提示では申告できませんのでご注意ください。
- 年末調整で住宅ローン控除を申告・適用している方が、住民税申告書で控除等を追加している。
⇒住宅ローン控除の適用がある方が住民税の申告で控除等を追加すると、正しく税額を計算することができません。控除等を追加する場合は、所得税が0円でも、所得税の確定申告をしてください。

4. 申告方法について

○便利です！「住民税申告書作成コーナー」

市民税・県民税の申告書は、手書きだけでなく、柏市ホームページ内の「住民税申告書作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書は、印刷し、そのまま提出できます。

また、作成した内容について、令和5年度の市民税・県民税の試算が可能です。

柏市ホームページ (<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>) で「住民税申告書作成コーナー」と検索してください。なお、令和5年度の「住民税申告書作成コーナー」は1月下旬に開設となります。

<ご利用いただける方>

次の所得のみの方又は所得がなかった方は、当コーナーをご利用いただけます。

①給与 ②公的年金等 ③その他の雑所得 ④一時所得 ⑤配当

◆注意

- 住宅ローン控除を受けている方は、ご利用いただけません。
- 申告書を提出する際は、源泉徴収票や支払調書等の収入がわかる資料、各種控除の控除証明書や領収書を併せて提出してください。
- 平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。申告の際には、番号確認書類（マイナンバーカード等）と本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の身分証明書）の写しを添付してください。また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります（番号確認書類等の提出は不要です）。

5. 柏税務署から確定申告のお知らせ

柏税務署では、確定申告書作成会場を令和5年2月1日（水）～3月15日（水）まで開設します。

※土・日を除きます。ただし、2月19日（日）及び2月26日（日）は開設します。

日曜開設日には、国税の領収・電話相談・納税証明書の発行等はいりません。

※上記開設日（令和5年2月1日）以前でも、給与所得者の還付申告、所得税の申告相談及び公的年金受給者の相談等は受け付けます。

※税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、ご了承ください。



確定申告書は、自宅等でも作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

※電子証明書の有効期限にご注意ください

詳しくは、

検索

ここをクリック

6. 令和5年度から適用される個人住民税の主な税制改正

(1) 住宅ローン控除の特例期間の延長

- ・住宅ローン控除の適用期間が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。
- ・消費税率の引上げに伴う需要平準化対策が終了したため、控除限度額を前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(最高9,750万円)に引き下げます。

※参考

	1	2	3
入居した年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月(注1)	令和4年1月～令和7年12月 (注2)(注3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限りです。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、表中2の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

(2) 民法改正による未成年の住民税の扱いについて

- ・市民税・県民税が課税されない条件の1つに、「未成年で前年の合計所得が135万円以下の方」という条件があります。
- ・民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それにより、令和5年度以降の未成年の住民税課税に変更がありました。従来の未成年の定義は「課税年度の賦課期日(1月1日)時点において20歳未満であること」でしたが、「課税年度の賦課期日(1月1日)時点において18歳未満であること」となります。

従来の定義では非課税だったにも関わらず、今回の改正によって今後は課税となる場合もございますのでご注意ください。

(3) セルフメディケーション税制の見直し

- ・セルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長することとします。(令和8年12月31日までの間に支払った対価が対象)

〈ご注意ください〉

確定申告書及び確定申告関係書類の配布は行いません

〈配布を行わない理由〉

国が電子申告を推奨する中、年々配布する申告書の数量が減少しております。さらに、電子申告や国税庁ホームページから作成いただいた申告書も増加していることから、市は令和元年度から申告書の配布は行わないこととしました。なお、確定申告書及び確定申告関係書類が必要な方は、1月以降に柏税務署に連絡し、申告書の郵送を依頼してください。

柏税務署：04-7146-2321

※市民税・県民税申告書は例年通り配布を行います。